

福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（平成九年福岡県規則第五十二号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十条及び宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）<del>第五条</del>の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び同法第九条の届出に係る書類又はこれらの写し（以下「書類等」という。）の閲覧に関して、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十条及び宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）<del>第五条の二</del>の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び同法第九条の届出に係る書類又はこれらの写し（以下「書類等」という。）の閲覧に関して、必要な事項を定めるものとする。</p>